

第36回あきる野市都市計画審議会議事録

日 時： 令和4年10月19日（水）
午後3時00分から
午後4時15分まで
場 所： あきる野市庁舎5階 503会議室

あきる野市都市計画審議会

第36回あきる野市都市計画審議会議事録

令和4年10月19日（水）
午後3時00分から
午後4時15分まで
あきる野市庁舎5階503会議室

【出席者】

（委員）

町田修二、坂本勇、松村博文、宮田明
浦野治光、大久保昌代、たばたあずみ、辻よし子、ひはら省吾
宮澤裕（代理 警防課長 舘岡栄史）
高橋宏彰、河野禎徳
小山正弘

（事務局）

有馬都市整備部長、山本都市計画課長
野口課長補佐（計画係）、井上主任（計画係）
田村主事（計画係）、加藤主事（計画係）、稲場主事（計画係）

議事日程

1 開 会

2 変更委員の紹介

3 議 事

（1）関連事項

- ・特定生産緑地の指定について（意見聴取）

（2）報告事項

- ・秋多都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更について
- ・都市計画マスタープラン改定案の概要について

4 閉 会

事務局

本日は、大変お忙しいところ、第36回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、窓と扉を開放させていただいております。それでは、只今から第36回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市計画課課長補佐の野口と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局職員の異動がございましたので、報告させていただきます。

担当職員の田村でございます。

(田村主事 挨拶)

担当職員の稲場でございます。

(稲場主事 挨拶)

それでは、日程に基づき進行させていただきます。

現在、参集いただいている委員さんは13名でございます。あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しております。

続きまして、再任及び変更委員のご紹介でございます。

人事異動及び議会改選等に伴いまして、委員の再任及び変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

はじめに、第2号委員、あきる野市議会から任命させていただきました、委員の皆様を紹介させていただきます。

浦野 治光様。

(浦野 治光様 挨拶)

大久保 昌代様。

(大久保 昌代様 挨拶)

たばた あずみ様。

(たばた あずみ様 挨拶)

辻 よし子様。

(辻 よし子様 挨拶)

ひはら 省吾様。
(ひはら 省吾様 挨拶)

続きまして、第3号委員、警視庁福生警察署長 菊地敏晃様になりますが、本日は都合により欠席となっております。

続きまして、東京消防庁秋川消防署長 宮澤裕様になりますが、本日は秋川消防署 警防課長 舘岡栄史様にご出席いただいております。

(舘岡栄史様 挨拶)

続きまして、第4号委員といたしまして、あきる野市町内会・自治会連合会会長の小山正弘様。

(小山正弘様 挨拶)

ありがとうございました。

以上、ご紹介とさせていただきます。なお、あきる野市農業委員会会長の甲野富和様におかれましては、都合により欠席となります。

続きまして、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

はじめに、先日配布させていただき、お持ちいただきました、第36回あきる野市都市計画審議会資料「特定生産緑地の指定について」の資料1-1、1-2でございます。

続きまして、本日、お手元に配布させていただきました、日程、委員名簿がそれぞれA4版で1枚ずつ、報告案件資料として、住宅市街地の整備開発の方針の変更について、概要版と方針を1部、都市計画マスタープランの改定案について、A3版の概要版資料と冊子1部となります。

また、本市企画政策課より本年3月に策定した、第2次あきる野市総合計画の周知依頼がありましたので、概要版を配布させていただいております。

それでは、これより議事に入ります。

議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしくお願いたします。

会 長

それでは、第36回都市計画審議会を開催いたします。
お手元の日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

あきる野市都市計画審議会運営要領第13条第3項におきましては、会議録の署名について、議長及び議長が指名する委員となっておりますので、指名に当たりまして、名簿順に指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

本日の署名人につきましては、ひはら委員にお願い申し上げます。
よろしくどうぞ。

議事に入ります前に、本日、傍聴の方がいらっしゃいますので申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用、手指の消毒にご協力いただき、ありがとうございます。傍聴にあたりましては、傍聴券の裏面にあります注意事項を遵守をよろしくお願い申し上げます。

それでは、市長から意見の聴取依頼のありました特定生産緑地の指定につきまして、事務局より説明をお願いします。

【特定生産緑地の指定】

事務局

それでは、特定生産緑地の指定について、ご説明させていただきます。特定生産緑地の指定につきましては、令和2年度、3年度において、指定手続きを行いました。指定意向のない方に最終確認を行ったところ、4名の方から指定の意向があったことから指定するものです。

お手元の資料1-1をご覧ください。

1ページ目が指定書、2ページから4ページが指定図となっております。資料1-2は特定生産緑地の制度の説明をしているものであります。

はじめに、指定書・指定図について説明いたします。お手元の資料、資料1-1の1ページをご覧ください。

こちらは特定生産緑地の指定案の一覧でございます。4地区について表の見方なども併せて、説明させていただきます。

例えば、表の左側から2列目、番号の1つ目でございますが、「66-1」と記載されております。番号のつけ方といたしましては、生産緑地地

区の番号の「66」でございまして、生産緑地地区との違いを示すために「1」と表示しております。

表の右側から3列目、「申出基準日」でございまして、これは当初指定された日から30年が経過する日でございまして、平成4年の指定につきましては、西暦2022年11月1日、令和で申しますと、令和4年11月1日となっております。

先程の番号66-1につきましては、二宮字南分（みなみぶん）地内に位置しております、もとの生産緑地としましては約1,660平方メートルで、このうち地区全部を特定生産緑地に指定するものでございます。こちらにつきましては、地図番号1に区域を示しております。

2ページ目をご覧ください。

こちらの右上に地図番号3分の1というように振っております。図面の太線で囲まれた範囲内が生産緑地地区でございます。

このうち、地区中央の細かい目のハッチングのかかった部分66-1と、その下の68-1について特定生産緑地に指定するものです。また、目の粗いハッチングの部分62-1、234-1につきましては、昨年度までに指定しました区域でございます。

3ページ（図面番号3分の2）をお開きください。

図面中央の地区番号84-1になります。

小川字田中地内に位置しております、もとの生産緑地地区といたしましては約1,210平方メートル、このうち約390平方メートルを特定生産緑地に指定するものでございます。

こちらの地区につきましては、昨年度までに既に約230平方メートルが指定されており、合わせて約620平方メートルが特定生産緑地として指定されることとなります。また、対象地の左側でございます白抜きの箇所につきましては、特定生産緑地に指定意向のない生産緑地でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

図面中央の地区番号172-1、下代継字東千代里地内に位置しております、元の生産緑地といたしましては約910平方メートル、このうち地区全部を特定生産緑地に指定するものであります。

最後に、お手元の資料1-2の4番の生産緑地地区の指定の状況をご覧ください。

表の一番上の部分でございまして、現在、特定生産緑地の指定対象の生

産緑地につきましては160地区、約28.68ヘクタールでございます。

こちらのうち、昨年度までに特定生産緑地に指定しているものが148地区で約26.12ヘクタールになります。

今回、4地区の約0.34ヘクタールについて、手続を進めているところでございます。なお、特定生産緑地の移行率につきましては、今回指定予定の地区を含めまして、面積ベースで約92.40パーセントとなっております。

5番のスケジュール等（経緯と今後の予定）でございますけれども、特定生産緑地制度は、買取り申出期限を10年延長する制度であり、都市計画法による法定手続きを要するものではありませんが、都市計画審議会の意見を聴取するものとなっておりますので、本日、皆様に意見をお伺いして、10月下旬に告示及び指定の通知を行う予定でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

会 長 これより質疑に入ります。

本案件については、都市計画決定案件ではございませんので採決はいたしません。質疑及び意見のある方は、挙手をお願いします。

委 員 ご説明ありがとうございました。

特定生産緑地の指定につきましては、昨年12月の本審議会で示された資料によりますと、移行率が面積ベースで91.07パーセントでした。今回示されました資料によりますと、92.40パーセントということで上昇しております。

この指定につきましては、農家の皆様が制度を十分に理解し、適切に判断できるようにこれまで周知徹底と申請作業を昨年度も大変なご努力があったことと思っております。

生産緑地30年経過前までに指定する必要があり、これを過ぎると指定できないものだと理解しておりまして、30年経過前までであればいつでも可能なので、指定する意向のある所有者については、早めの事務手続きをお願いしていたものだと思っております。

農地の利害関係者の同意取得には時間を要することが想定されますし、色々な事情があることと思っておりますけれども、この移行率、残りの7.6パーセントについてですが、これは移行を受ける意向がないものか、もしくは未定・未掌握のものなのか、把握しているようであれば教えていただけますでしょうか。

事務局 お答えさせていただきます。

今回指定をしなかった方につきましては、すべて意向確認は行っております。その中で指定をしないということでお話いただきましたので、それにつきましては、やむを得ないということでございます。

以上です。

委員 すべて確認済みで、未定というよりは指定を受ける意向がないということを確認できているということで承知いたしました。

ありがとうございました。

会長 他にいかがでしょうか。はい、委員。

委員 委員の質問と少し関連しますが、資料1-2の4、左上の対象の生産緑地地区のところに星印で「申出基準日が令和4年、5年、6年を対象」というように書いておりましたが、令和5年、6年、これから申出基準日が来る方の中で、もしかしたら申請するかもしれないという方も入っているのかどうか、その事と回答された7.6パーセントとの関係を教えてください。

事務局 はい、お答えいたします。

令和4年、5年、6年に30年がくる方につきまして、ご案内をさせていただきます。現時点で令和5年、令和6年の方への意向は取れていますが、移行しないという方もいらっしゃいます。

その方につきましては、心変わりといいますか、まだ来年時間がありますので、やりたいという意向があった場合については指定をする可能性はございます。

委員 少しややこしい聞き方をしてしまって申し訳ないです。

要するに、令和5年、6年の方にも一応意向は取れていて、今のところは指定はされていないということで、残り7.6パーセントが上がることはまずないかなと、ただ、心変わりとおっしゃいましたけれども、5年、6年の方はそういう可能性も残っているということで理解いたしました。

もう1点だけよろしいでしょうか。

先程、最初に番号の説明がありましたので、細かいところで恐縮ではありますが、地図の方の資料の3ページ目を見ますと、特定生産緑地で枝番がないものがありますが、枝番があるものとないものの違いはどういうことでしょうか。

事務局 お答えいたします。枝番の振り忘れでございます。大変失礼いたしました。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 引き続き、合併で五日市がまた来ますので、是非その時にも必ず周知ができるような方法を再度よろしくお願い申し上げます。

会長 委員、ご意見ということでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではご意見いただいておりますので、取りまとめをいたしまして、私の方から市長へ回答したいと考えております。

よろしいでしょうか。
ありがとうございました。ご了承いただいたものといたします。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。住宅市街地の開発整備の方針の改定について、事務局説明をお願いします。

「秋多都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」

事務局 それでは、「秋多都市計画 住宅市街地の開発整備の方針」の改定につきまして、ご報告させていただきます。お手元の資料番号2、A4横の1枚のカラー刷り「住宅市街地の開発整備の方針（変更）について」をご覧くださいと思います。

住宅市街地の開発整備の方針は、大都市地域における住宅及び住宅地の

供給の促進に関する特別措置法第4条の第1項に基づき、都市計画法第7条の2第1項第2号の規定により、東京都が都市計画決定を行うものであります。

今回、東京都は平成29年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」や令和3年3月に策定した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「未来の東京戦略」で示す方向性、また令和4年3月に改定した「東京都住宅マスタープラン」を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動き等を反映し、良好な住宅市街地の開発整備を進めるための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想について明確な位置付けを行い、住宅市街地の開発整備の効果的な実施と民間の建築活動等の適切な誘導を図ることを目的として、変更するものでございます。

本方針の見直しの概要について説明します。

はじめに、市街地の開発整備の目標として、「(1) 実現すべき市街地のあり方」についてですが、「脱炭素化の実現」や「DXの推進」等、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化に対応が求められるなか、都市計画区域マスタープランとの整合を図りつつ、本方針においては「成長と成熟が両立した未来の東京の実現」を基本的な目標に掲げております。この基本的な目標を踏まえまして、「(2) 住宅の建設及び更新、良好な住環境の確保等に係る目標」では、先ほど申し上げました基本的な目標に向けて10の目標を定めております。

次に「重点地区」についてご説明いたします。

重点地区とは住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき地区を地区として選定している地区であります。

選定基準といたしましては、住宅マスタープランにおける重点供給地域のうち、住宅市街地の計画的な整備等、事業の実施が見込まれる地区を選定しています。

本市の重点地区につきましては、今回の変更では、当市は武蔵引田駅北口地区を重点地区として追加しています。こちらにつきましては、武蔵引田駅北口土地区画整理事業が施行されたことから、令和4年3月に変更しました東京都の住宅マスタープランにおいて重点供給地域として追加しております。これに合わせる形で本方針におきましても同様に追加を行ったものでございます。

本日報告させていただきました、秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関しまして、令和4年4月に東京都より市に対しまして、都市計画法第18条第1項の規定に基づく意見照会がございました。

作成された案につきましては、本来であれば7月に都市計画審議会を開催し、ご意見をいただいた上で東京都へ回答をする予定でございましたが、6月にあきる野市議会解散に伴いまして、都市計画審議会の開催が困難となったことから、担当部局において見直し案について内容の確認を行いました。

案につきましては、市の計画等との整合が図られていることから、異議なしの旨の回答をしております。

東京都では各自治体の回答を踏まえ、9月2日開催の東京都都市計画審議会を経て、10月3日に都市計画決定・告示を行っております。

報告は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、ただいまの報告事項について、ご質問がある方は挙手をお願いいたします。

各委員 (質問事項なし)

会 長 既に回答済みということもありますので、何かありましたら、事務局の方にお寄せいただければと思います。

続きまして、都市計画マスタープランの改定案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、「あきる野市都市計画マスタープラン（改定案）の概要」について、報告させていただきます。

本改定案につきましては、昨年12月の都市計画審議会において、素案をお示しし概要を説明させていただき、ご意見等をいただく等、修正を加え、基本的な方針に大きな変更はございませんが、新しく委員になられた方もおりますので、改めて簡潔にご説明させていただきます。

都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、法定計画の位置付けとなるものであります。計画策定に当たりましては、令和2年4月に策定した骨子をもとに、市の総合計画や東京都が

定める都市計画区域マスタープラン等の上位計画と整合を図り、策定するものであります。

計画の構成につきましては、本市の都市整備に関する「現況と課題」の整理に基づき、まちづくりの理念や将来像を設定し、市域全体の土地利用や交通等の整備方針を示す「全体構想」、市域を6つの地域にそれぞれ分けて整備方針を示す「地域別構想」、これらの方針を実現するための「実現化方策」を定めております。

それでは、A3横の資料、「あきる野市都市計画マスタープラン（改定案）の概要」の説明をさせていただきます。

まず1ページ目、資料左上、「都市計画マスタープランの改定背景等」をご覧ください。

今回の改定の背景は、少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、圏央道の整備等、都市整備の進展等の社会環境の変化、上位計画である「あきる野市総合計画」、東京都都市計画区域マスタープランの改定、諸計画への整合を図るため改定するものです。

改定にあたり、市の現況や都市計画マスタープランの進捗状況から見たまちづくりの主要課題を把握するとともに、まちづくりの動向、地域資源の活用等を検討し、関連計画と整合を図ることを、改定のポイントとしております。

計画期間としましては、令和5年から令和25年とします。これは、都市計画がその実現に時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定められるものであることや概ね20年後の都市の姿を展望している上位計画の「都市計画区域マスタープラン」と整合を図ることが望まれているためです。

なお、都市整備の進展や社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、計画期間内においても必要に応じて見直しを行ってまいります。

続きまして、「1. 市の現況と課題」をご覧ください。

現況について都市の「活力」、「うるおい」、「安全・安心」の3つのカテゴリーで整理し、各項目ごとに課題を受けた結果、「改定の方向性」を整理しております。

また、まちづくり懇談会の開催概要及び主な結果についても整理しております。

続きまして、「2. まちづくりの将来像とフレーム」をご覧ください。

本市のまちづくりに関する現況・課題やまちづくりの潮流、資源等を踏まえるとともに、総合計画、まちづくり懇談会での意見等を反映し、まち

づくりの理念を設定しております。

理念や総合計画の将来都市像、まちづくり懇談会の意見等を踏まえ、将来像を「人・地域・自然とのつながりを大切にし、安心して住み続けられるまち・あきる野」と設定しております。

まちづくりの目指す姿（目標）につきましては、まちづくりの理念と将来像を実現するため、5つ設定しております。

続きまして、資料右側をご覧ください。

将来の人口フレームにつきましては、総合計画との整合を図りつつ、東京都都市計画区域マスタープランと整合するよう設定しております。

将来都市構造につきましては、総合計画とも整合し、人口減少社会において、市民の生活を支える様々な都市機能、居住機能を地域特性に応じて、拠点等に再編・集約し、交通基盤により連携する集約型の地域構造を目指しております。

都市構造は、都市の骨格を形づくるための概念であり、これに即して、土地利用の誘導や都市づくりの各分野の整備を進めていきます。交通の結節点であり都市機能が集積する「拠点」と、これら拠点を連携させ、拠点間のアクセス、拠点間の役割分担を可能とする、基幹的な交通ネットワークとその沿線に諸機能の集積や機能の連担を図る骨格的な「軸」を位置付けます。

拠点の構成といたしましては、各駅を拠点と位置づけるとともに、現行計画も踏襲し、産業拠点、観光レクリエーション拠点、緑と憩いの拠点を位置づけております。

軸の構成といたしましては、本市を東西に貫くJR五日市線、秋3・3・3号新五日市街道線により、各拠点を連携させ、軸状の都市機能集積や都市軸と位置づけ、都市基盤の整備や土地利用の誘導を進めていきます。

また、本市を南北に貫く圏央道や国道411号線により、本市と周辺都市や首都圏の主要都市と連絡され、産業や交流の促進が期待されることから、これらの沿道一帯を交通軸と位置付け、広域交通ネットワークを生かした機能の集積や土地利用を図ります。

続きまして、資料2ページ目の左側、「3 全体まちづくり方針」をご覧ください。

現行計画における10の分野を生かしつつ、成熟した都市への移行をテーマに「活力」、「うるおい」、「安全・安心」の3つのテーマを横断的に検討し、11の方針を設定しております。

また、それぞれの方針につきまして、現況や現行計画の達成状況から課題を挙げ、総合計画におけるまちづくりの方向性と整合を図りつつ、基本的な考え方や方針を定めております。

主な変更点といたしましては、観光まちづくり方針を新たに方針として位置付けるとともに、供給処理施設整備の方針を環境まちづくり方針として改めております。

続きまして、資料右側の3ページ目「4 地域別まちづくり方針」をご覧ください。

前計画の区分を踏襲し、市域を6つの地域に分け、各地域の将来像や具体的な施策を示しております。

各地域の将来像につきましては、現行計画の将来像を踏まえるとともに、令和元年度に実施した、地域別まちづくり懇談会での意見を参考として、各地域のまちづくり方針の内容を考慮して設定しております。

また、地域別まちづくり方針では、地域の主要課題を整理するとともに、個別の整備方針を立てております。

続きまして、「5 実現化方策」をご覧ください。

実現化方策では、まちづくりの実現に向けて、まちづくりの推進体制や具体的な手法を示しております。

なお、各方針に関する内容につきましては、策定検討部会や東京都関連部署と調整を行っております。

今後の予定につきましては、皆様方からご意見をいただき、原案としてとりまとめ、12月中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを行いまして、必要に応じて修正を行ったのち、2月頃に本都市計画審議会に諮問させていただきたいと考えております。

また、本日報告させていただきました、あきる野市都市計画マスタープラン改定案に関しまして、ご意見等ございましたら、パブリックコメントまでお受けしたいと思っておりますが、原案を作成するにあたりまして、一度、10月28日までにご意見等いただければと思っております。期間が短く申し訳ありませんが、ご協力の程よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

会 長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問ございますでしょうか。

委員

今日資料をいただいて中身をまだきちんと見ていないので、そのうえでの質問になりますが、今日いただいた資料の1ページの左側の改定のポイントを見ると、どの部分が改定なのかあまり明確ではなく、おそらく都市計画を進めるうえでの標語とか理念に盛り込む言葉とか、そういったものは今の時代、これからの20年を見通した言葉を入れ込んでいるのかなと思いました。

それから、先程のご説明の中で、6地域それぞれに見合った目標を立てる時に市民参加のワークショップの中で出てきたものをそこに盛り込んだあたりが、これまでの都市マスとは違うものと理解しましたが、改訂の中で今までこういう視点はなかったけれども、今回の改訂で入れ込んだとか、これは時代に合わなくなったので削除したとか、はっきりと改訂にあたって大きく変わったものがあれば教えていただきたい。

おそらく、それぞれのまちづくりの中で急に出てきたものはないかと思いますが、もし明確なものがあれば教えていただきたいと思います。

事務局

今回の都市計画マスタープランの改定に当たりましては、今までの土地利用の現況、課題等、様々な検討を行ってきました。また、言われているとおり、今までのまちづくりの動向等もそれぞれ加味して進めてまいりました。上位計画との内容も踏まえて進めてきたわけですが、都市マスとして、ガラッと変わったということは基本にございませぬ。今まで踏襲してきたものをさらに発展させるという形で考えております。

新しく入れ込んだところに関しましては、今後人口減少の時代に入っていく中で、集約型のまちづくりを念頭に色々と検討してきました。

また、A3の2ページ目になりますが、全体のまちづくり方針の中で新規に入れました観光分野については、インバンドやあきる野市の貴重な資源を活かして、観光の取組みを考えなければいけないということで加えたものとなります。また、大きく切り捨てたところは特に思い浮かびませんが、そのような形で改訂を進めてまいりました。以上です。

委員

ご説明ありがとうございました。

観光のまちづくりや環境のまちづくりは、新規と書いてありますが、既に始まっている気がしますので、それが明確に都市計画の中で位置づけてきたということかなと思いました。それから、集約型のまちづくりはこれから必要になってくるかと思しますので、中身を見ながら、それが計画の中でどこに位置づけられているのか確かめさせていただきたいと思します。ありがとうございました。

会長

はい、他にいかがでしょうか。

私の方から、1点だけ。

総合計画が概ね10年、令和13年までの計画になっていて、それとともに実施計画があつて動いていきますが、それと都市計画マスタープランは、施策の運営・実現にあたっては、当然整合がとれていなければいけない、かたや都市計画が5年10年で変わっていくようでは、都市計画の役割からすると少し短すぎる感じがするので、マスタープランの概ね20年後というのは妥当だと考えますが、総合計画と都市計画マスタープランはこういう点で整合しています、総合計画の実現に向けてこういったところで取り組んでいますというのをしっかり説明していく必要がある。10年後に総合計画が変わった時にこの都市マスはどうなるのかというと、その時点で小規模ではあるかもしれないが、一定程度の検証が必要になると思うので、そういうスケジュールというか運営というものを考えていく必要があるのかと。

その辺を市の事務局としては意識する必要があり、そこについて質問が寄せられれば市民に丁寧に説明していかなければならないというのは大事なところなので、それは受け止めていただきたいと思います。

今日ご覧になった方もいらっしゃるかと思しますので、事務局の方へご意見いただければと思います。

はい、ありがとうございました。

それでは本日の議事につきましては、すべて終了といたします。

円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以後、進行を事務局にお返しします。

事務局

会長、議事の進行をいただきまして、ありがとうございました。

ここで、次回の都市計画審議会の予定をご報告させていただきます。

次回は12月下旬頃、生産緑地地区の変更についてお諮りさせていただきたいと思いますのでご出席の程、よろしく願いいたします。

また、改めまして日程が決まりましたら、ご案内させていただきます。

本日は、慎重なご審議を賜りありがとうございました。

以上をもちまして、審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

この会議の議事の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証明するため、ここに署名する。

(議長)

氏名 _____

(議長が指名する委員)

氏名 _____